

ファンド出資事業に係る出資限度額の見直しについて

独立行政法人中小企業基盤整備機構（略称：中小機構 所在地：東京都港区 理事長：豊永厚志）は、ファンド出資事業において、ファンド出資提案者（ベンチャーキャピタル、投資会社等）からの多様なニーズにお応えすることを目的に、出資限度額（起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド）を現行の60億円から80億円に引き上げることといたしました（別紙参照）。

中小機構では、引き続き、我が国経済の活性化に繋がるベンチャー企業や中小・中堅企業を支援するためのリスクマネーの供給拡大に向けて、取り組んでまいります。

<実績（平成31年3月末時点）>

・ 起業支援ファンド

出資先ファンド数 27件

ファンド総額 1,311億円、うち機構出資約束金額 355億円

投資累計額 606億円

投資先企業数 797社

・ 中小企業成長支援ファンド

出資先ファンド数 76件

ファンド総額 7,404億円、うち機構出資約束金額 1,956億円

投資累計額 4,223億円

投資先企業数 1,062社

<独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）>

中小機構は、日本の中小企業政策の総合的かつ中核的な実施機関として、全国の中小企業への支援をトータルで行う経済産業省所管の独立行政法人です。生産性向上や事業承継など様々な課題を抱える中小企業に対して、販路開拓、海外展開、人材育成、事業引継ぎ、その他経営面での助言、情報提供、並びに共済制度、ファンドを通じた資金提供など多様な支援を実施しています。

<本件に関するお問い合わせ先>

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

ファンド事業部 ファンド事業企画課（担当者：坂本、辻）

住所：東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

電話：03-5470-1672（ダイヤルイン）

◆出資限度額の見直し（概要）

中小機構は、組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に基づく投資事業有限責任組合に限る。）の有限責任組合員として参加することとし、中小機構の出資約束金額は、1組合につき、80億円を超えない額とする。

ただし、中小機構が30億円を超える出資を行なう場合は、その超過額を上回る金額又は5億円のいずれか高い金額以上を、適格機関投資家（注）が出資することを条件とする。

また出資限度額は、次に掲げる区分に応じて定める範囲の額とする。ただし、地方公共団体が出資を行う場合には、(3)の場合を除き、当該地方公共団体の出資金額と中小機構の出資額の合計額を出資限度額とする。

- (1) 出資約束金額総額が120億円以下の場合は、出資約束金額総額の2分の1以内
- (2) 出資約束金額総額が120億円を超えて180億円以下の場合は、出資約束金額総額から120億円を控除した額の3分の1に、60億円を加えた額以内
- (3) 出資約束金額総額が180億円を超える場合は、80億円以内（ただし、地方公共団体が出資を行う場合には、出資約束金額総額から180億円を控除した額が、当該地方公共団体の出資金額と中小機構の出資額の合計から80億円を控除した額の3倍以上となること。なお地方公共団体の出資金額と中小機構の出資額の合計が80億円に満たない場合はこの限りではない。）

（注）中小機構、無限責任組合員及びその関係会社等である適格機関投資家を除く。

<制度の内容及び実績について>

ファンド出資事業について

https://www.smrj.go.jp/supporter/fund_investment/index.html

中小機構ファンド事業出資実績

https://www.smrj.go.jp/doc/supporter/supportter_fund_investment_04.pdf